

令和3年度熊野町立熊野第一小学校  
生徒指導規程

## 第1章 総則

第1条 この規程は、本校の教育目標を達成するためのものである。このため、児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

## 第2章 学校生活に関すること

第2条 全学期を通じて、登下校の時間を守る。

- (1) 始業時刻の8時15分までに登校する。7時30分の児童玄関の開鍵時刻より早くは登校しない。
- (2) 登下校時は、決められた通学路を守る。登校後は忘れ物をとりに帰らない。
- (3) 最終下校完了時刻は16時30分とする。

2 違反があった場合は、改善を求める指導を行う。

第3条 欠席・遅刻・早退する場合は、事前に保護者が学校に連絡する。

- (1) 理由を連絡帳に記入し、8時15分までに学校に届ける。
- (2) 連絡帳を届けることが難しい場合、電話により8時15分までに連絡する。

第4条 頭髪については、学習活動や運動等の教育活動の妨げとならない清潔かつ自然な髪型や長さとする。

- (1) パーマ、そり込み、モヒカン、ツーブロック等の特異な髪型は禁止する。
  - ① 襟や目にかからない髪の長さとする。
  - ② 前髪が目にかかったり、後ろ髪が肩にかかったりする場合、黒・紺・茶色のゴムで耳より下で束ねる。必要

に応じて、黒、シルバーのピンを使っても良い。

- (2) 染色・脱色剤などの使用は、健康を保つという観点から禁止する。

2 違反があった場合は、特別な指導を行う。場合によっては、保護者を召喚した上で指導を行う。

第5条 化粧・装飾・装身具などは禁止する。

- (1) 口紅（色つきや香りつきリップクリームを含む）等の化粧類
- (2) マニキュア、シール等のつめや皮膚への装飾
- (3) ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレット、サングラス、ミサンガ等の装身具
- (4) 眉毛をそったり抜いたりし、不自然な形にすること

2 違反があった場合は、特別な指導を行う。

第6条 校内外の学習活動および登下校（休業日を含む）の際は、基準服を着用する。

第7条 以下のような着こなしを行う。

- (1) 基準服  
服装は、基準服を着用する。児童の体調や気候に応じて、ジャンパーやオーバー、手袋を着用してもよい。

（期間は、11月～3月）

- (2) セーター・ベスト
  - ① 黒・紺・白・グレーの無地で、V字のものを基準服の下に着用する。
  - ② 着用する場合は、裾や袖口からはみ出さないようにする。
- (3) 体育の時は、指定している体操服、赤白帽子を着用する。
- (4) シャツ等
  - ① シャツは白（カッター・ブラウス・

ポロシャツ)を着用する。

② 裾をズボン・スカートの中に入れる。

③ シャツの下には、衛生面を含めて必ず下着を着用する。下着は、華美でないもの(ポロシャツを通して透けて見えないもの)とする。色物Tシャツは禁止。(ポロシャツの襟元から下着を出さない。)

(5) ズボン等

① ずらした着こなしはしない。

② 紺色の半ズボンを着用する。

③ 体調に合わせて、黒か紺色の長ズボンをはいてもよい。

(11月～3月まで)

(6) スカート

① スカートの丈は、膝立てをして床につく長さとする。

② スカートの下にハーフパンツをはかない。ただしスパッツはスカート下から見えないければはいてもよい。

(7) 制帽

指定の制帽を着用する。

(8) 靴下

華美でなく、白または黒か紺等の無地の靴下を着用する。(ワンポイントは可)

(9) 靴

① 通学靴

白色の靴(スニーカーか運動靴)。登下校や体育等で使用することから、運動に適したもので、底の分厚いものでないものとする。(ハイカットは履いてこない。)

② 上履き

校内では、上履きを履く。色は白とする。

(10) 名札

学校指定の名札を着用する。

2 違反があった場合は、特別な指導を行う。場合によっては、保護者を召喚した上で指

導を行う。

第8条 ゲーム、携帯電話、スマートフォン、タブレット類、ジュース、菓子類、不必要なお金等、学習に必要なものは、学校に持ってこない。

(1) 別紙「校内生活のきまり」及び「学習用具のきまり」による。

2 違反があった場合は、不要物を学校で預かり特別な指導を行う。場合によっては、保護者に連絡し、特別な指導を行い、預かった物を直接保護者に返却する。

第9条 校内では、「校内生活のきまり」を守って過ごす。

### 第3章 校外での生活に関すること

第10条 社会のきまりやマナーを守り、安全に過ごす。(保護者の責任のもと行動する。)

(1) 帰宅の時刻を守る。4月～9月までは午後6時、10月～3月までは午後5時までに家に帰る。

(2) 子どもだけで町外に行かない。

(3) 子どもだけで、スーパーやコンビニ映画館・ゲームセンター、カラオケ等に行かない。また、用がないのに店に入らない。

(4) 危険な行為・人の迷惑になる行為(火遊び・道路でのスケートボード等・エアガン・落書き・ベル押し等)をしたり、危険な場所(山・池・川・駐車場・工事現場等)に行ったりしない。

(5) お金の貸し借りや、物の交換、あげたりもらったりしない。

(6) 特別な事情がない限り、友だちの家に泊まらない。

(7) 道路を歩くときや自転車に乗るときは、次のことに気を付ける。

① 道路を歩く時

・ ふざけたり、横に広がったりし

ないで、右側を歩く。

- ・ 曲がり角や道路を横断するときは、左右をよく確かめる。

② 自転車に乗る時

- ・ 1～3年生は、家の周りで乗る。
- ・ 4年生は、交通安全教室終了後、ルールを守って乗る。
- ・ 並走や2人乗りはしない。
- ・ 飛び出しをしない。
- ・ ヘルメットを着用する。

1～3年生の「家の周り」の範囲及び、4年生の乗り始める時期については、保護者の安全確認も必要とする。

## 第4章 特別な指導に関すること 〈町内小中学校共通〉

(問題行動への特別な指導)

第11条 次の問題行動を起こした児童で、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

(1) 法令・法規に違反する行為

- ① 喫煙・飲酒
- ② 暴力・強要行為
- ③ 建造物・器物破損  
(落書き、インターネットや交換日記等への悪質な書き込み、卑劣な行為)
- ④ 窃盗・万引き
- ⑤ 性に関するもの
- ⑥ 薬物等乱用
- ⑦ 交通違反
- ⑧ 刃物等所持
- ⑨ その他の法令・法規に違反する行為

(2) 学校の規則等に違反する行為

- ① 喫煙同席・タバコの所持
- ② いじめ
- ③ カンニング
- ④ 家出および深夜徘徊
- ⑤ バイク乗車
- ⑥ 無断アルバイト

⑦ 暴走族等への加入

⑧ 登校後、無断外出、無断早退  
(無断で教室外に出ることも含む)

⑨ 指導に従わない等の指導無視および暴言等

⑩ その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

第12条 特別な指導のうち、反省指導は次のとおりとする。

(1) 説諭(短時間)

(2) 学校反省指導(別室反省指導・授業反省指導、奉仕活動等)

① 別室による反省

② 授業観察による反省指導

③ 奉仕作業による反省指導

④ 教育相談と反省指導を複合した指導

⑤ 保護者来校による授業観察指導

⑥ 学校と保護者による協議

(3) 家庭反省指導(週休日、休日を活用する)

(反省指導の実施)

第13条 反省指導は、原則として学校反省とする。ただし、状況によっては家庭反省を週休日、休日に行う場合がある。

2 学校反省は、通常の学校生活(授業等)で行う授業反省と登校させて別室で行う反省指導の2段階とする。

(1) 反省指導期間中にある学力調査などは、別室で実施する。

(2) 反省指導期間中にある学校行事の参加は、別途協議する。

(学校反省指導の期間)

第14条 別室反省の期間は、概ね3日から5日とし、授業反省の期間は、概ね5日から10日とする。ただし、問題行動の程度や繰り返し等により、

指導期間を変更することがある。

(規程の周知)

第15条 児童を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会，PTA総会等で，生徒指導規程の説明を行う。

〈附則〉

この規程は，平成24年4月1日より施行する。

この規程は，平成26年4月1日より改正施行する。

この規程は，平成29年4月1日より改正施行する。

この規程は，平成30年4月1日より改正施行する。

この規程は，平成31年4月1日より改正施行する。

この規程は，令和2年4月1日より改正施行する。

この規程は，令和3年4月1日より改正施行する。